

# 国民年金だよ



納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の所得金額から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月1日から12月31日までに納められた保険料の全額です。この期間に納めた過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、年末調整・確定申告まで大切に保管してください。

平成30年中に納めた国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納められた方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定ですので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

なお、9月下旬から10月上旬にかけてコンビニエンスストアで国民年金保険料を納められた、一部の方は、11月中旬頃送られる予定です。

平成30年10月2日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られる予定です。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての「照会」は、控除証明書のハガキに記載されている電話番号にお問い合わせください。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

年金情報の確認はねんきんネット！

「ねんきんネット」は、お客様ご自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。

24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンからご自身の年金記録や保険料納付額、年金見込額（年額）など、さまざまな情報を確認いただけます。

「かんたん試算」サービスでは、現在と同じ条件で、60歳まで年金制度に加入し続けるという条件を自動設定して、素早く見込額を試算することができます。

また、今後の職業、収入及び加入期間について質問に答えて頂くことや、詳細な条件を入力することで、より細やかな試算をす

ともでき、試算条件や結果を保存することができます。

「ねんきんネット」に関するお問い合わせは、ねんきんダイヤルまたは年金事務所にお問い合わせください。ホームページでもご確認いただけます。

電話 0570 058 555

【平日】

午前8時30分～午後5時15分

月曜日のみ午後7時まで

【第2土曜日】

午前9時30分～午後4時

「ねんきんネット」ホームページ  
<http://www.nenkin.go.jp/net/>

お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話 34 2121 内線 413

日本年金機構 旭川年金事務所

電話 0166 72 5004

